

第1章

はじめに



1 社会的背景



(1) 健康づくり

日本人の平均寿命★は、生活環境の改善や医学の進歩等により急速に伸び、我が国は、世界有数の長寿国となりました。その一方で、食生活・運動習慣などの生活習慣を起因とする悪性新生物★（以下「がん」という。）・心疾患・脳血管疾患・糖尿病などの生活習慣病★が増えるとともに、疾病や加齢に伴う認知症や寝たきり等の要介護状態となる人が増加するなど、急速な高齢化の進行は、深刻な社会問題となっています。

このような状況を踏まえ、生活習慣病の発症予防や重症化予防、要介護状態の減少、社会生活を営むために必要な機能の維持向上を図るなど、健康寿命★（健康で自立して生活できる期間）の更なる延伸や生活の質★¹（QOL＝クオリティ・オブ・ライフ）の向上を実現するための取り組みが必要です。

全ての人々が、健やかで心豊かに生活できる、活力ある社会とするため、市民の主体的な健康づくりとそれらを支援する環境づくりを行う「ヘルスプロモーション★²」の考え方を取り入れた健康づくりの実践が重要となっています。

(2) 食 育

我が国の食を取り巻く社会環境は、大きく変化し、食に関する価値観・ライフスタイル等の多様化が進んでいます。このような中、国民の食に関する意識の変化とともに、世帯構造の変化や様々な生活状況により、健全な食生活を送ることが困難な場面も増えてきています。

国民の食生活においては、塩分の過剰摂取や野菜の摂取不足等の栄養の偏り、朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れが見られます。これらに起因する、肥満や生活習慣病の課題、若い女性のやせや高齢者の低栄養傾向等の健康面での問題も、引き続き指摘されています。

また、各地で育まれてきた伝統的な食文化に関する意識が薄れ、失われていくことも心配されています。さらに、我が国は、食料を海外に大きく依存する一方で大量の食品廃棄物を発生させていることから、食品ロス★³の削減等、環境に配慮することも必要です。

今後も、高齢化が急速に進む我が国においては、健康寿命の延伸は重要な課題であり、食育★の観点からも積極的な取り組みが必要です。

★¹生活の質（QOL）：物理的な豊かさやサービスの量、個々の身近自立だけでなく、精神面を含めた生活全体の豊かさとして自己実現を含めた概念。

★²ヘルスプロモーション：P 116 参照

★³食品ロス：本来まだ食べることができるにもかかわらず、捨てられた食品のこと。

2 国や県のあゆみ



年 月	国	埼玉県
平成12年 3月	「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」(以下「健康日本21」という。)の開始	
13年10月		すこやか彩の国21プラン策定(～H22年度)
15年 5月	「健康増進法」施行	
17年 7月	「食育基本法」施行	
12月		「ヘルシー・フロンティア埼玉行動計画～すこやか彩の国21プラン(2006-2012)」策定
18年 4月	食育推進基本計画策定(～H22年度)	
10月	「自殺対策基本法」施行	
19年 4月	「がん対策基本法」施行	
6月	がん対策推進基本計画(第1期)策定(～H23年度)	
20年 2月		すこやか彩の国21プラン「新たな項目の追加」
4月	健康日本21改訂・施行	食育推進計画の策定(～H24年度)
9月		自殺対策推進ガイドライン策定
23年 3月		「ヘルシー・フロンティア埼玉行動計画～すこやか彩の国21プラン(2006-2012)」中間評価及び2年間の延長
4月	第2次食育推進基本計画策定(～H27年度)	
8月	「歯科口腔保健の推進に関する法律」施行	
24年 6月	がん対策推進基本計画(第2期)策定(～H28年度)	
25年 4月	健康日本21(第2次)の開始(～H34年度)	<ul style="list-style-type: none"> 健康埼玉21策定(～健康長寿埼玉の実現に向けた基本的な方針～)(～H34年度) 健康長寿計画策定(～H27年度) 食育推進計画(第2次)策定(～H27年度) 歯科口腔保健推進計画策定(～H27年度)
28年 4月	<ul style="list-style-type: none"> 「自殺対策基本法」(3月改正)施行 第3次食育推進基本計画(～H32年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 健康長寿計画(第2次)策定(～H30年度) 食育推進計画(第3次)策定(～H30年度) 歯科口腔保健推進計画(第2次)策定(～H30年度)

3 計画の基本的な考え方



(1) 計画の目的と法的位置づけ

- 「健康増進法」第8条第2項に基づく健康増進計画及び「食育基本法」第18条第1項に基づく食育推進計画として位置づけるものです。
- 健康づくりと食育を総合的、計画的に推進するために策定します。
- 国の「健康日本21（第2次）」、「第3次食育推進基本計画」、県の「健康埼玉21」「健康長寿計画（第2次）」、「食育推進計画（第3次）」と整合を図っています。
- 「自殺対策基本法」と整合を図っています。
- 県の「自殺対策推進ガイドライン」と整合を図っています。
- 本市の総合振興計画をはじめ、健康づくりや食育に関連のある各種計画と整合を図っています。

(2) 健康増進計画と食育推進計画の一体的策定の意義

本市では、平成24年3月に、健康増進法に基づく「久喜市健康増進計画」と食育基本法に基づく「久喜市食育推進計画」を策定し、それぞれ5年間推進してきました。両計画を推進する中で、健康と食は密接な関係にあることから、健康づくりと食育を一体的に推進してきた経緯があります。

また、両計画は、計画全体を地域ぐるみで推進する体制づくりが、ともに必要であることから、健康づくりと食育を総合的かつ一体的に推進することで、計画の実効性がより高まることが期待されます。

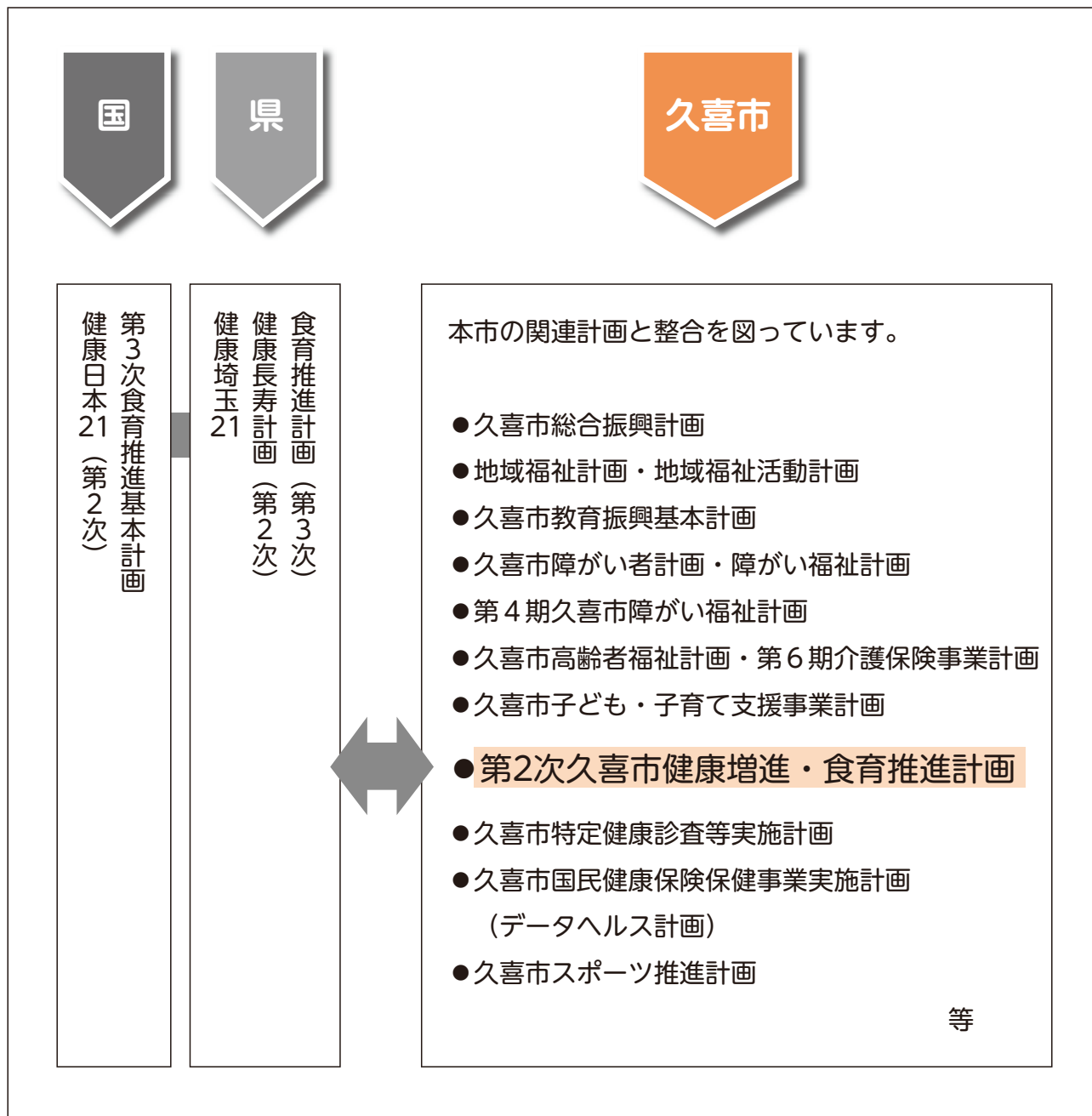
さらに、国においては、健康日本21（第2次）及び第3次食育推進基本計画の中で、ともに「健康寿命★の延伸」に関する重要性について述べております。

このような、国の方向性や本市の状況を踏まえ、本市では、「久喜市健康増進計画」と「久喜市食育推進計画」の第2次計画を一体化し、「第2次久喜市健康増進・食育推進計画」（以下「本計画」という。）として策定することにしました。

4 他の計画との関係



本計画と関連する計画との関係は、以下のとおりです。



5 計画の期間



「久喜市総合振興計画（基本構想）」は、本市の最上位計画であり、計画期間が平成25年度から平成34年度までの10年間となっていることから、その計画との整合性を図るため、本計画の期間を、平成29年度から平成34年度までの6年間とします。

法律の改正や社会情勢の変化等により、本計画の見直しが必要な場合には、見直しを行い、柔軟に対応することとします。

区分		年度									
		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
国	健康日本 21	← 第2次 →									
	食育推進基本計画	← 第2次 →		← 第3次 →							
県	健康埼玉 21	← →									
	健康長寿計画	← 第1次 →		← 第2次 →							
	食育推進計画	← 第2次 →		← 第3次 →							
久喜市	総合振興計画（基本構想）	← →									
	総合振興計画（基本計画）	← 前期基本計画 →				← 後期基本計画 →					
	健康増進計画 ・食育推進計画	← 第1次 → H24~H28				← 第2次 →					
		市民アンケート調査／計画の評価									
		計画の見直し									

6 計画の策定体制



本計画の策定にあたっては、公募委員、健康づくり・食育に関する関係団体に属する者、学識経験者で構成される「久喜市健康づくり推進会議」並びに「久喜市食育推進会議」をそれぞれ開催し、検討、審議を重ねてきました。さらに、必要に応じて、合同会議を開催しました。

また、庁内においては、関係各課による「久喜市健康づくり推進庁内連絡会議」及び「久喜市健康づくり推進庁内連絡会議作業部会」並びに「久喜市食育推進庁内連絡会議」及び「久喜市食育推進庁内連絡会議作業部会」を合同で開催し、策定を進めてきました。

久喜市健康づくり推進会議

設置：久喜市健康づくり推進会議条例

役割：久喜市健康増進計画の作成及びその施策の推進

委員：公募委員、健康づくりに関する関係団体に属する者、学識経験者

久喜市食育推進会議

設置：久喜市食育推進会議条例

役割：久喜市食育推進計画の作成及びその施策の推進

委員：公募委員、食育に関する関係団体に属する者、学識経験者

久喜市健康づくり推進庁内連絡会議 (健康づくりに関する担当課長会議)

久喜市食育推進庁内連絡会議 (食育推進に関する担当課長会議)

作業部会 (担当者会議)

設置：久喜市健康づくり推進庁内連絡会議規程
久喜市食育推進庁内連絡会議規程

役割：久喜市健康増進計画作成についての検討及び進行管理、施策の推進
久喜市食育推進計画作成についての検討及び進行管理、施策の推進

委員：生活安全課、環境課、農業振興課、商工観光課、障がい者福祉課、介護福祉課、子育て支援課、保育課、中央保健センター、国民健康保険課、公園緑地課、学務課、指導課、生涯学習課、中央公民館



健康づくり推進会議と食育推進会議の合同会議の様子